



児童扶養手当



支給対象者

手当は、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。中度以上の障害のある児童については20歳未満）を監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- 父母が離婚をした児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が施行令に定める程度の障害状態（障害等級1級程度）にある児童で公的年金の加算対象となっていない児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

手当を受けることができない場合

支給対象に該当していても次のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができません。

- 上記要件の発生が平成10年3月31日以前の場合（申請者が児童の父の場合を除く。）
- 父または母が婚姻していなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- 手当を受けようとする父または母、または養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- 対象児童が日本国内に住所が無いとき
- 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）や少年院等に入所しているとき
- 申請者もしくは対象児童が国民年金（老齢福祉年金を除く）厚生年金、恩給などの公的年金給付を受けることができるとき

手当の月額

- 児童1人のとき
 - 全部支給…41,430円
 - 一部支給…41,420円～9,780円
 - 児童2人以上の加算額
 - 2人目…5,000円
 - 3人目以降…1人につき3,000円
- ※所得制限により支給額が0円になる場合があります

児童扶養手当現況届の提出が必要です

児童扶養手当の認定を受けている人は、毎年現況届の提出が必要です。

現況届により、8月1日現在の世帯の状況や前年分の所得等を確認し、8月分から翌年7月分までの手当額を決定します。

現況届の提出が2年間ない場合は、受給権を失うことになります。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方には、「一部支給停止適用除外事由届出書」（緑の用紙）を6月末にお送りしますので、添付書類をつけて、現況届と一緒に提出してください。

- 現況届の提出期限 8月30日（金）
- 提出先 福祉事務所



児童福祉

ひとりでお子さんを育てている
お父さんお母さんを応援します。

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

就職移動相談



母子家庭のお母さんおよび父子家庭のお父さんを対象に、就労相談、資格や技能を習得する制度についての情報提供を行います。事前申し込みは不要です。

- 日時 9/6（金）13:00～16:00
- 場所 のいちふれあいセンター 1階 相談室2

- ▼ 問い合わせ
母子家庭等就業・自立支援センター
☎088-875-2500



母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や寡婦のみなさんの生活の安定を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。貸付限度額や償還計画など詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

事業開始資金	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な資金
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識・技術などを習得するために必要な資金
就職支度資金	就職に直接必要な洋服、履物などを購入するための資金
修学資金	お子さんの修学に必要な資金
就学支度資金	お子さんの入学に必要な資金
修業資金	お子さんが事業の開始または就職するために必要な知識・技術を習得するための資金
生活資金	技能習得期間中や母子家庭となって7年未満の家庭などの生活に必要な資金
住宅資金	住宅の建設、増築、改築、購入、補修などをするために必要な資金
転宅資金	住居の移転に際し、必要な資金（敷金・前家賃など）
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な資金
医療介護資金	医療保険や介護サービスの自己負担分に必要な資金

- ▼ 問い合わせ
高知県地域福祉部児童家庭課
☎088-823-9654
香南市福祉事務所 社会福祉係
☎57-8509

